

Ⅲ-税務

101 税効果会計が導入された理由・背景のうち、最も適切でないものを1つ選びなさい。

- a) 法令で全ての内国法人に税効果会計導入が義務付けられた
- b) 国際的には税効果会計が広く採用されているので、財務諸表の国際比較には税効果会計を適用することが必要である
- c) バブル崩壊の影響で、金融機関等で不良債権の処理が必要となり、税基準だけでなく、会計上必要な額を会計処理することが財務諸表の信頼性を確保するために要求されている
- d) 時価会計の導入等により、税法基準と企業会計の基準のズレが拡大し、その差を調整する必要が生じた

102 税効果会計の対象とならない永久差異項目として、最も正しいものを1つ選びなさい。

- a) 繰越欠損金
- b) 未払事業税
- c) 減価償却累計額
- d) 寄附金

14 税効果会計業務 14.1 一時差異算定 正解：a

税効果会計は平成11年4月1日以後始まる事業年度から実施されている。当時は金融商品会計基準の新設による時価主義会計が始まったなど、税務基準と企業会計の基準のズレが拡大してきており、税引前当期純利益と法人税等が対応していない場合が生じていた。また、バブル崩壊後の不良債権処理が問題とされており、税務的な対応のみならず、会計上の対応も行うことで財務諸表の信頼性確保が必要とされていた。

そして、国際的にも税効果会計が採用されるようになり、財務諸表の比較可能性確保の観点から我が国においても税効果会計の導入が必要とされていた。

しかし、税効果会計は他の企業会計の基準と同様に、法令で適用が義務付けられているものではない。

したがって、正解は(a)となる。

14 税効果会計業務 14.1 一時差異算定 正解：d

税務上と会計上の認識の差異には永久差異と一時差異がある。このうち永久差異とは、会計上の収益（又は費用）と税務上の益金（又は損金）の差異が永久に解消されないものを指すのに対して、一時差異とは、会計上の資産（又は負債）と税務上の資産（又は負債）の金額のズレに起因するもので、一定期間経過後には解消される。税効果会計の対象となるのはこの一時差異についてであり、永久差異項目は対象外である。永久差異項目は以下の通りとなる。

- (1) 法人税法上損金とならない費用項目
 - ・ 交際費（税務上の限度超過額）
 - ・ 寄附金（税務上の限度超過額）
 - ・ 法人税／住民税
 - ・ 延滞税／罰料金／損金とならない延滞金等
- (2) 法人税法上益金とならない収益項目
 - ・ 受取配当等の益金不算入額等

したがって、正解は(d)となる。